

重要事項説明書

医療法人松城会

グループホーム「ゆうゆう」

重要事項説明

1. 説明の目的

利用者が介護保険法に基づくグループホーム「ゆうゆう」(以下、当事業所という)の介護サービスを利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、管理者から当事業所の運営規程に関する重要事項の説明を受け、これらを十分に理解したうえで同意し、当事業所と利用者ご本人ならびにご家族(以下、利用者という)との間でサービス利用契約を結ぶ事を目的とします。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 : グループホーム「ゆうゆう」
- (2) 開設日 : 平成13年3月30日
- (3) 所在地 : 鹿児島県霧島市隼人町姫城一丁目276番地
- (4) 電話番号 : TEL (0995) 44-6180 / FAX (0995) 44-6212
- (5) 介護保険指定番号 : 4676100193

3. 建物の概要

- (1) 都市計画法上の用途地域 : 都市計画区域内 (区域区分未設定都市計画区域)
- (2) 建物形態 : 単独型 (全個室)
- (3) 建物構造 : 鉄骨造り1階建
- (4) 広 さ : **【1号館】** 敷地面積 (798.57 m²) 延床面積 (356.46 m²)
1室あたりの居室面積 (12.0 m²)
【2号館】 敷地面積 (618.70 m²) 延床面積 (279.63 m²)
1室あたりの居室面積 (9.72 m²)
※二人部屋はありません。

4. 事業目的および運営方針

(1) 事業目的

認知症高齢者が家庭的な環境と落ち着いた雰囲気の中かで共同生活を営み、介護スタッフによる食事、掃除、買物、入浴、炊事、更衣等の家事援助を受けながら自立した日常生活を送ることで認知症状の安定と改善を図り、自分らしい健やかな暮らしを提供します。

(2) 運営方針

認知症に伴う症状(日常生活に悪影響を及ぼす諸症状)によって、在宅(家庭生活)が困難な認知症高齢者に対し、日常生活に必要な身の回りの介護を提供し

ながら自立した生活と自信を取り戻し、地域社会の一員として安心・安全に暮らせるように下記の基本理念に基づく支援を行います。

- 【基本理念】
- ◆ 主体性と個性の尊重
 - ◆ 安らぎと自信を感じる生活
 - ◆ 地域で健やかに暮らせる環境
 - ◆ 家族の絆を大切にした交流

5. 職員の職種・員数および業務内容

(1) 職種・員数

- ① 管理者：1名（常勤） ※計画作成担当者(ケアマネジャー)を兼務
- ② 計画作成担当者：2名 ※1・2号館各1名
- ③ 介護職員：3名以上（常勤） ※1ユニットあたりの日勤者
- ④ 管理事務員：1名（常勤）

(2) 職員の業務内容

- ① 管理者は、グループホームを利用する入居者および従業する職員の管理、指導を行い、健全で円滑な運営に努めます。
- ② 計画作成担当者(ケアマネジャー)は、利用者の心身の状況や希望、環境を踏まえ、援助の目標や目標達成のための具体的なサービス計画を立案します。
- ③ 介護職員は、利用者のサービス計画に基づく介護を行います。
- ④ 事務員は、利用料などの徴収および領収書の発行、利用者の金銭管理、事業所の出納管理、介護認定更新手続き等に係る書類作成などの事務処理を行います。

6. 利用者定員

- (1) ユニット数：2ユニット（1号館・2号館）
- (2) 利用者定員：18人（1・2号館 各9人）

7. サービス提供内容

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画(ケアプラン)の作成。
- (2) 食事、排泄、入浴、更衣等の介助。
- (3) 日常生活全般における身の回りの世話。
- (4) 日常生活を通しての機能訓練(生活リハビリ)と生活リズムの活性化。
- (5) その他、書類作成、事務手続き、各種相談。

8. 利用基準

利用者が次の各項に該当する場合、当事業所のサービスを利用(入居)できます。

- (1) 65歳以上の認知症高齢者で、介護保険法による要介護認定(要支援2・要介護1～5)を受けた者。
※認知症の診断書および介護保険証が必要。
※65歳未満の場合、若年性認知症や脳血管障害等の特定疾患に該当する者。
- (2) 健康上の問題がなく、医療機関(病院等)における入院治療の必要性がない者。
※車椅子使用、通院治療、リハビリ等は可。健康診断書が必要。
- (3) 霧島市在住の者。(霧島市に住所地がある者) ※入居に伴う本市転入不可
- (4) 共同生活に支障がない者。※極端な暴力行為や自傷他害の恐れがないこと。
- (5) 家庭環境もしくは家族の介護が困難な状態にあると管理者が認める場合。
- (6) 入居案内から一週間以内に入居が可能である者。

9. 利用料その他の費用

- (1) 利用者にかかる一部負担金ならびに利用料は「利用料金表」(別紙)の通りです。
- (2) 当事業者は、利用者または保証人に対する利用料金等の請求を翌月15日に発行します。
- (3) 外泊や入院等によって利用がなかった期間については、居室料のみ請求します。
- (4) 利用料金の支払い方法は、原則として現金納入です。ただし、利用者または保証人が県外在住の場合に限り、現金書留または銀行振込による納入とします。

10. 契約書

- (1) 契約書(別紙)をもって当事業所との利用契約を結びますが、契約から一年以上当事業所の利用がなかった場合は、改めて契約を結ばせていただきます。
- (2) 契約書の保証人に変更が生じた場合は、改めて契約書を交わしていただきます。

11. 入居にあたっての留意事項

- (1) 面会・外出・外泊時間の制限はありません。
- (2) 外出・外泊の際は、所在確認のための届出書を提出していただきます。
- (3) 居室への備品の持ち込みは、管理者と相談のうえで判断します。
- (4) 喫煙や飲酒は、管理者の許可が必要です。

12. 入居条件

重要事項第8項：利用基準に準じます。

13. 退居条件

利用者が次の各項に該当する場合、当事業所のサービス利用(入居)ができなくなります。 ※重要事項第8項：利用基準および第12項：入居条件に該当しない場合。

- (1) 介護保険法による要介護認定が要支援1または非該当(自立)の判定を受けた場合。
- (2) 医療機関(病院等)での入院治療が必要になった場合。
※2週間(14日)以上の入院が必要と医師が診断した場合。
- (3) 共同生活が困難な場合。
※性格上の問題もしくは精神状態が不安定で、協調性に乏しく、暴言暴行等によって共同生活が困難な状態にあると管理者が判断した場合。
- (4) 自分で食事や排泄ができなくなり、全介助もしくは寝たきり状態になった場合。
※要介護4以上を対象に、今後の生活基盤(方向性)を特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設に移行(申請)していただく場合があります。
- (5) 家庭環境もしくは家族の受け入れ(在宅復帰)が可能な状況にあると管理者が判断した場合。
※本人の生活(活動)意欲や家族の介護力等から総合的に判断します。

14. 契約の終了および解除

- (1) 利用者および保証人は、当事業所に退居の申し出(意思表示)をすることによって、サービス利用を解除・終了することができます。
- (2) 当事業所は、利用者および保証人に対し、次に掲げる事項において契約を解除することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において非該当(自立)または要支援1の判定を受けた場合。
 - ② 利用者に健康上の問題等が生じ、医療機関(病院等)で2週間(14日)以上の入院治療が必要と医師が診断した場合。
 - ③ 利用者の性格上もしくは精神状態が不安定で、他利用者との協調性に乏しく、暴言暴力等によって共同生活が困難な状態にあると管理者が判断した場合。
 - ④ 利用料金等の支払納期を3か月間滞納し、督促状による通達にもかかわらず30日以内に支払われなかった場合。
 - ⑤ 災害、事故、設備の故障、その他やむを得ない理由によって当事業所の運営

が継続できなくなった場合。

15. 協力医療機関等

当事業所は、利用者の日常の健康管理および健康状態が急変もしくは悪化した場合は、下記の医療機関や歯科診療所、老人保健施設等と連携した診療や治療、療養を委託します。

◆ 協力病院

名称： 隼人温泉病院

住所： 霧島市隼人町姫城一丁目 264 番 2 号

◆ 協力歯科医院

名称： 泉歯科医院

住所： 霧島市隼人町姫城一丁目 331 番地

◆ 協力老人保健施設

名称： 介護老人保健施設 希望の里

住所： 霧島市隼人町姫城二丁目 157 番地

◆ その他

名称： 訪問看護ステーション 姫城

住所： 霧島市隼人町姫城一丁目 37 番地

16. 介護計画の作成

認知症対応型共同生活介護計画(以下、介護計画)の作成にあたり、計画作成担当者は利用者の心身の状態や要望ならびに置かれている環境等を踏まえ、利用者が自分らしく健やかな生活が送れるよう、利用者の能力を最大限に発揮できる視点に立った介護計画を作成します。また、作成にあたっては、その内容について利用者ならびに家族に対し、十分な説明を行ったうえで同意を得るとともに、介護計画書を交付します。

なお、介護計画作成後も定期的あるいは心身の状態変化に応じた介護計画の見直しを行います。

17. 緊急時および事故発生時の対応

- (1) 利用者の健康状態の急変や事故・災害等に伴う緊急事態が発生した場合は、医療機関や警察・消防と連携しながら早急な対応(受診・入院等)ができる体制を確保します。
- (2) 当事業所のサービス提供によって利用者に事故が発生した場合は、利用者家族、事業所を管轄する市町村(自治体)、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等の関係機関に連絡するとともに、速やかな対応と必要な措置を講じます。
※事故防止・対応マニュアル 参照

18. 苦情・相談の処理

当事業所の運営や提供するサービス内容等に対する利用者からの苦情や相談は、管理者が担当責任者として対応にあたり、迅速かつ適切に対処します。なお、事業所内に「意見箱」を設置してありますので、苦情・相談内容を記入のうえ、投函して下さい。※利用者の相談・苦情解決実施要領 参照

【苦情・相談窓口】グループホーム「ゆうゆう」1号館 担当者：管理者・管理事務
霧島市隼人町姫城一丁目 276 番地 TEL (0995) 44-6180

下記の公共機関においても苦情・相談窓口を設置しています。

- (1) 霧島市役所 保健福祉部 長寿・障害福祉課
霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号 TEL (0995) 45-5111
- (2) 鹿児島県(県庁)くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 TEL (099) 286-2674
- (3) 鹿児島県国民健康保険団体連合会
鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号 TEL (099) 206-1084

19. 身体拘束

当事業者は、身体拘束による利用者への行動制限は行っておりません。ただし、本人または他利用者、職員等の身体および生命に危険が及ぶ恐れがあると判断した場合や緊急やむを得ない事故の発生または予測される状況に限り、身体保護を目的とする説明と同意に基づく拘束を実施することがあります。

※身体拘束に関する説明書 参照

20. 高齢者虐待防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

21. 秘密保持（個人情報の保護・開示）

当事業所は、利用者が安心してサービスを受けられるよう、個人情報の取り扱いに万全の安全対策を講じるほか、サービスを提供するにあたり、職員が知り得た利用者や保証人等に関する秘密や個人情報を正当な理由なく第三者には漏らしません。また、職員が退職した後も同様とします。但し、次の各項においては利用者や保証人に対し、個人情報に関する事前説明と同意に基づいて実施します。

- (1) 医療機関や施設等への入院・入所、介護保険に係るサービス担当者会議・要介護認定調査・ケアプラン、無断離所等による行方不明の際の捜索に必要な情報提供。
- (2) サービスの質の向上に寄与するための学会、研究、症例発表等。
なお、使用する際は個人を特定できない工夫(仮名・イニシャル表示・写真加工等)の処理を施すことを前提とします。
- (3) ご利用者の求めに応じて、個人情報を開示します。

※その他、個人情報保護法ならびに当事業所が定める規則(利用者の個人情報の保護に関する規則 参照)に準ずる。

22. 防災対策

- (1) 消防法に基づき、防火管理者が策定する消防計画による防火・防災教育ならびに基本訓練(消火・通報・避難)を実施し、職員の防災意識の向上に努めます。
※年3回以上の防火・防災避難訓練(うち1回は水害想定訓練)を実施します。
- (2) 災害に備え、隼人温泉病院および希望の里との連携を図りながら人命救助要員の確保に努めます。
- (3) 消防法に基づき、防火管理者は日常の火気管理および防火設備器具等の保守点検を行い、防火対策に努めます。

23. 看取り（終末期）

- (1) 本人・家族の意思確認

終末期において、特に看取り介護・看護の場所（在宅、介護施設、医療機関等）の選択、終末期に際して行われる医療行為（延命措置）及び看取りのための看護、介護、リハビリテーション等の内容について、本人ならびに家族の意思や意向を尊重します。

- (2) 説明と同意

当事業所の利用開始以降に心身の機能（状態）に著しい障害をきたした際、本人・家族に対して医師が十分な説明を行うとともに、意思・意向を文書（同意書）等で明確にしたうえで実施します。

24. 損害賠償

- (1) 当事業所のサービス提供によって利用者に事故や損害を与えた場合は、利用者に対して損害賠償を行います。
ただし、利用者にも過失があると認められる場合は、過失の比率に応じて当事業所の賠償責任の免除もしくは賠償額の減額を提示することがあります。
- (2) 利用者が故意もしくは過失によって当事業所に損害を与えた場合は、利用者ならびに保証人は連帯して当事業所に損害を賠償するものとします。

25. ハラスメント対策

当事業所は、利用者に対して安定した施設サービスを提供するため、利用者・ご家族・施設職員・その他関係者等におけるハラスメント防止のためのハラスメント対策指針を定めています。尚、本指針は、医療法人松城会就業規則における『職場におけるハラスメントの防止に関する規定』に準じております。

※介護現場におけるハラスメント対策指針 参照

26. 地域交流と連携

当事業所は、所属する自治会の各種行事や活動に積極的に参加し、地域住民をはじめ老人クラブや子ども会、ボランティア等との交流に努めるとともに、非常災害時は避難、救援活動に協力します。

27. 重要事項説明書に定めない事項

重要事項説明書に定めない事項についての問題が発生した場合、介護保険法令、その他の関係法令に従い、利用者および保証人と当事業所が協議の上、誠意をもって対処します。